

地域の医療機関向けオンライン説明会における説明の要旨

【開催の趣旨】

- 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム」(HER-SYS) については、これまでも各自治体や多くの医療機関において積極的にご活用いただいているところですが、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について、10月中を目処に取り組んでいただくようお願いしているところです。
- このため、より多くの医療機関に HER-SYS を活用していただくことになる想定されます。既に複数の医療機関からご質問等をいただいておりますが、本日は、HER-SYS の利用方法を一から解説することを主眼に説明会を開催しました。

【HER-SYS の入力方法について】

- 最初にお伝えしたいことは、HER-SYS の入力項目は、患者のステータスに応じて必要な情報を入力すればよく、必ずしも全ての項目を入力する必要はないということです。
その上で、HER-SYS への入力に当たっては、まずは、感染症法第12条に基づく法律上の義務である「発生届タブ」の情報と、「記録タブ」の「現在のステータス」を确实・正確に入力してください。
- また、これまでは陽性患者と疑似症患者について、入院症例に限らず外来でとどまる方等についても全て発生届の提出(HER-SYS への入力)をお願いしていました。
- 今般、感染症法の関連省令の改正により、疑似症患者の届出(即ち HER-SYS への入力)については入院症例に限ることとされました。
すなわち、陽性患者の場合には、入院患者であっても外来でとどまる方等であっても、引き続き、HER-SYS への入力が必要となります。
また、入院症例の疑似症患者の場合には、疑似症であると診断した時点で、発生届の提出(HER-SYS への入力)が必要になりますが、それ以外(宿泊療養等)の疑似症患者につきましても、発生届の提出(HER-SYS への入力)は不要となります。
- HER-SYS を初めて利用される場合には、HER-SYS 簡易操作マニュアル(医療機関向け)を御参照下さい。このマニュアルは、厚生労働省 HP にも掲載しております。

【ご案内】

- HER-SYS への入力に当たり御不明な点がある場合には、厚生労働省 HP の Q & A を御参照いただくか、ヘルプデスクにお問い合わせください。
※ヘルプデスクのアドレス: helpdesk@cov19.mhlw.go.jp

- HER-SYS の運用については、保健所や医療機関等からの御意見も丁寧に伺いながら、可能なところから、更なる改善策を講じていきたいと考えています。
- 本日の説明会でいただいた御質問のうち、多く寄せられた御質問等を中心に、FAQ の形で整理し、厚生労働省 HP に掲載させていただきます。

【操作説明内容】

※HER-SYS 簡易操作マニュアル説明（外来機関向け）に沿って説明